

熊本県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則（平成19年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「日本交通公社の調に係る時刻表」を「鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条に規定する鉄道運送事業者の調に係る鉄道旅客貨物運賃算出表」に改め、同項第2号中「及び前号の時刻表」を削り、同項第3号中「県内旅行に会っては広域連合長が別に定める熊本県管内路程表、県外旅行にあつては日本郵政公社の調に係る郵便線路図」を「熊本県知事が定める熊本県管内路程表」に改め、同条第2項中「当該路程の計算」を「地方公共団体の長その他当該路程の計算」に改め、「道路路程表及び信頼するに足る」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

附則の次に次の2様式を加える。

別記第1号様式（第3条関係）

（表面）

旅行命令簿・旅行依頼書

伺	連合長	副連合長	事務局長	事務局次長	課長	主査	担当

件名

概算金額	千	百	十	万	千	百	十	円	平成 年度				
									予算区分	現年			
所属									起案日	平成	年	月	日
会計									配当予算残額				円
款									経費概算				円
項									※詳細内訳は裏面				
目													
節													
説明													
用務先													
旅行期間	月	日	出発	日									
	月	日	帰庁										
旅行者 職 氏名													
備考													

- ① 自家用車使用の場合は「備考」にその旨記入し、車両番号その他特殊な事項をそれぞれ記入すること。
- ② 旅行命令等の変更申請は、朱書とし、命令権者の認印を受けること。

(裏面)

旅費内訳書

旅行人数 名

運賃等明細						
往復 の別	経路		運賃	航空賃	その他	備考
	始点	終点				
往 路						
復 路						
計						

旅費明細					
運賃計					
日当	県外		日数		
宿泊 (夕食費含む)	単価		日数		
旅費計					
人数					
旅費合計					

※バック等利用の場合で、宿泊費に食事代（朝食、夕食）が含まれていない場合は、食卓料相当額（2,200円）を加算する。（朝夕どちらかの場合は1,100円加算。）

※鉄道片道100km以上においては特別急行（指定席）及び新幹線利用可能。
（熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員等の旅費に関する条例第15条）

旅費内訳書兼請求書

旅行者

運賃等明細						
往復 の別	経路		運賃	航空賃	その他	備考
	始点	終点				
往路						
復路						
計						

旅費明細					
運賃計					
日当	県外		日数		
宿泊 (夕食費含む)	単価		日数		
旅費計					

※パック等利用の場合で、宿泊費に食事代（朝食、夕食）が含まれていない場合は、食卓料相当額（2,200円）を加算する。（朝夕どちらかの場合は1,100円加算。）

※鉄道片道100km以上においては特別急行（指定席）及び新幹線利用可能。
（熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員等の旅費に関する条例第15条）

上記金額を請求します。

平成 年 月 日

氏名

印

※氏名欄には押印のこと

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。